

「不當な差別的取扱い」とは、事業者等が、障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否・制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害することをいいます。

「合理的配慮の不提供」とは、事業者等が、障がい者から何らかの

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という)が施行されました。障害者差別解消法は、行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別(「不當な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供(合理的配慮をしないこと)」)を禁止しています。

「不當な差別的取扱い」とは、事業者等が、障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否・制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害することをいいます。

「障がいを理由とする差別のない 共に生きる社会」に向けて



発行者
一般財団法人
大阪府身体障害者福祉協会
会長 寺田一男
〒543-0072
大阪市天王寺区生玉前町5-33
大阪府障害者社会参加促進
センター内
TEL 06-6771-3131
FAX 06-6771-3178
<http://fushinkyo.or.jp/>

店を利用しようとした際、補助犬は衛生上問題があることや、または最寄りの市町村に「相談く理由に入店拒否された。

取扱い等がありましたら、大阪府府の広域支援相談員への相談へ
あくまで障害者差別解消法上の差別に該当する可能性のある事例の一つです。
大阪府では、このような差別の疑いのある事案以外にも、事業者等による不適切な発言や態度のあった事案についても、当事者の思いに寄り添つて相談に対応しています。事業者等からの差別的な

◆障がいを理由とする
差別に関する相談窓口◆
電動車いす利用者が、タクシー
乗車を拒否された。

◆障がいを理由とする
差別に関する相談窓口◆

【府の広域支援相談員への相談】
面接、電話、FAX、メール可
相談日時：月～金 午前10時～午後5時（土日祝、年末年始を除く）

☎ 06-6944-0721
FAX 06-6942-7215
Mail : syogaikikaku-02@gbox.
pref.osaka.g.jp

【合理的配慮の不提供の
可能性がある事例】
〔事例①〕
店舗内で長いスロープがあったため車いすを押してほしいと申し出たところ、店員より「車いすを押すなどのサポートはしない」と言われた。

〔事例②〕
上肢に障がいのある方が、買い物の際、障がいを理由に機器操作の手伝いを店員に申し出たが、手伝つてもらえないかった。

住所 大阪市中央区大手前3丁目2番12号
大阪府庁別館1階
〔市町村の相談窓口〕大阪府ホームページに一覧を掲載
http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougaikaku-plan/sabekai_soudan.html

〔事例①〕
可能性がある事例
小売店の店員が本人ではなくヘルパーに話しかける。

〔事例②〕
身体障害者補助犬利用者が飲食

大阪府障がい者差別解消に関する取組み等は、インターネットから以下ワードで検索いただけます。

福祉会の独自の行事として、前会長の時から、もう15年くらい実施しています。

毎年1月末ごろの平日に、会員さん達に希望をお聞きするのですが、なかなか声が上がらなく、毎年橘観光さんに御提案いただいています。スケジュールは、もちろんのこと食事場所、歩行困難者の為にできるだけバスから降りて近く、階段の少ない所と条件が厳しいのですが。今年は奈良の橿原神宮に。明日からは雨が続くという予報。当日は大変暖かく、風もなく最高のお天気に恵まれ18人の参加。その内3人は、一般の方ですが天皇陛下御即位の参拝の報に接しまだ記憶に新しいところです。府身協の広報誌に寄稿することなつているので、記念写真も場所を選び撮りました。15年も続けていますと、いろいろ有りました。淡路島の七福神全部御参りするのに、3年も。参拝そのものには、

時間必要ないのですが、お喋りがバスの中だけでは不足。バスに乗り前に話の花が咲き出発できない。又、近江八幡を計画したところ、大雪となりとても無理。でもギリギリ迄どうするか意見が分かれましたが、安全第一ということできヤンセル。私たちは、全く出費することなく橘観光さんが、取り計らってくださいました。それ以後、雪の心配のある所は避けています。

初詣

北摂ブロック

(能勢町)



サポーターから当事者へ

(大東市)

私は22年前に、大東市内の障害者福祉施設に就職をしました。同時に、市内の各種障害者団体所属の皆さんとのお付き合いが始まりました。当時の私にとって、身体のどこかに障害のある方たちは、「支援の対象」。どのように接していくべき快適な社会生活を送ることができたのか?そんなことを考え続けた十数年間でした。

9年前に私自身が脳内出血で倒れ、死地をさまよい、生かされて

当町も、ご多分にもれず会員減、高齢、役員も担当役が変わるだけで、顔ぶれは同じと、いう状態がずっと続いています。身障の手帳交付が大変きびしく、本当にむづかしいのですが、手帳が無くても障害は有るという人にも声を掛け、健常者でも障害者を理解し、趣旨に賛同して頂ける人達、八木会長のご縁で北摂福祉会「ともがき」に入所されている方々のお母さん達にも行事に参加頂き、盛り上げてくださっています。さあ、福祉会に入つてよかつたど!!いわれる活動を。

京阪ブロック

今日この頃です。

サポーターをする側の気持ちも、その両方を経験するよつて、私の福祉觀に少しは厚みが出来て来た

ように思います。

今は新参者で、「身障福祉会」の末席に名を連ねさせていただいて居る身。竹田会長をはじめ、諸先輩に日々教えを乞いながらの毎日です。一日も早く追いつき、身丈に合った活動でお役に立てるよう精進して参る所存です。

今後とも、どうぞよろしくお願ひ致します。

この世に還つては来たものの、身体は右半身不随の身体障害者に。言葉も上手く喋れません。歩くことも、箸を持つことも、ペンを持つことも出来なくなつてしましました。動かないこの身体を動く方の手でさすり、悔しくて悔しくて、幾度となく涙したものです。

サポーター時代は、何気なく「これくらいの事なら、ご自身でしていただけるだろう?」と、思いや

が、自分が当事者になつてみれば到底自身が思うようには出来ないこともあります。到底自身が思うようには出来ない

こともあることに気づきました。

このような支援者と当事者の観点

の違いを、さまざまと教えられる

八尾の川物語

大和川と長瀬川

(八尾市)

現在の大和川は柏原から西へ流れていますが、付け替え工事前は北や北西に流れっていました。久宝寺川（今の長瀬川）、玉櫛川（今の玉串川）、平野川などに分かれ、大阪城の北で旧淀川（今の大川）に流れ込んでいましたが、旧淀川との合流点の東側は大阪平野で土地が低く、西への傾斜がほとんどなく勢いよく淀川に流れこまないということが原因で、何度も氾濫が起っていました。このような状況に対応するため、宝永元年（1704年）に大和川の付け替え工事が行われました。

長瀬川は元々大和川の本流で約200mの川幅があり、人と物資の運搬で川舟が往復していたといわれています。川幅が狭くなつた付け替え後も、水路として人や米、木材などの運搬で賑わいました。現在は、柏原市の大和川築留堤防から水門を通じて取水され、一本の流れとなり、柏原市を抜け、八尾市の二俣で、玉串川と二手に分岐して北西に流れています。ここから八尾市安中町まではほぼJR大



現在の長瀬川（八尾市本町4丁目付近にて写す）

和路線に沿つて流れ、安中町二丁目で北に曲がり、高町と栄町の境を流れ、本町・末広町と東久宝寺の境をさらに北西に流れ、東大阪市に入ります。ここから川は東大阪市内を貫流し、最後は大阪市城東区諏訪の第二寝屋川に注ぎます。

長瀬川は現在も重要な農業用水源として、多くの人に親しまれ、日本の「疎水百選」に選ばれ、また平成30年には、歴史的・技術的価値のあるかんがい施設であるおも登録されています。春には玉串川・長瀬川沿いに桜が咲き誇り、各地域で「桜まつり」などが開催

阪南ブロック

「あいサポート」運動 (和泉市)

され、市民の交友の場になつています。

「やお市政だより」から転載

「一人でうろうろするな！」といふ者が白杖のもとに歩いていて、云われたとのことです。視覚障がい者が白杖のもとに歩いていて、「へんのか？」と云われていたのです。現実は理想と余りにも距離があります。

皆様方の各市において、地域福祉にいろいろ諸策を制定されておられると思います。

わが和泉市において、「手話言語の理解及び普及、豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」として、平成31年3月に施行されました。手話言語の理解と普及とともに障がいの有無にかかわらず、共に生きる、地域社会を目指して、障がい福祉課が主となり、取り組んでくれました。「障害者差別解消法」が施行されて4年になつた現在でも、まだまだ配慮をされない感じです。当事者と話しかけていますと、つらい思いをしている事を聞かされます。高齢者社会へ移行しつつある現在、障がい者、高齢者に対して自分さえよければ良い風評になつていでしようか？ちょっと手助けをしてあげる親切、一言でも声をかけてあげる親切が欲しいものです。いやな最近の実例を紹介しますと、一人の

女性がスーパーへ車椅子で行き、レジでの場で「じやまやな！」とがい者の人には「なんや！ 聞こえへんのか？」と云われていたのです。暮らしやすい地域社会をつくつたり、第一目標は市民、企業、諸団体に進められています。全国で15市が取り組み、我が和泉市は大阪市に次いで二番目です。障がいのある人が困つていることを知つてもらい、ちょっとした手助けや気配りをしてもらう、これから私達も活動をし、実現をめざしていきます。



「あいサポーター」バッジ

新型コロナウイルスへの備え

新型コロナウイルス感染の拡大防止の対応策が国において示されています。注意点として、感染の発生状況から、例えば屋内などでお互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。また、感染機会を減らすための工夫として風邪のような症状がある人は、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底などの感染拡大の防止に向けた対策が要請され、特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方は、人込みの多いところを避けるなどの注意が呼びかけられています。一方次のような症状があれば、「新型コロナ受診相談センター」にご相談下さい。

① 風邪の症状や37・5度以上の発熱が2日程度続く場合
 ② (高齢者や基礎疾患のある方)
 ③ 強いだるさ倦怠感や息苦しさ呼吸困難がある。
 こうした感染予防策に、過度に反応することなくみなさんが静な対応を心がけましょう。

また、府内のある事例として、「新型コロナウイルス」を語る詐欺事案が発生しています。「お宅の水道は、新型コロナウイルスに汚染されています。綺麗に除去するため〇〇万円が必要です。」という電話があつたそうです。詐欺に注意が必要です。

新年交礼会アラカルト

令和となつて最初の新年交礼会が、1月11日に49人が集い和気あいあいのうちに開催されました。長年交礼会の会場となっている谷町福祉センターが、今春に閉館されるため、この会場での開催は最後となりました。

この機会に、府身協の交礼会の歴史をひもといてみました。府身協では昭和38年以降、府身協の年初の恒例行事として定着し、協会本部の主催により大阪市内で開かれていましたが、昭和40年からブロックの福祉会が主催として各地のブロックの持ち回りにより地元で開催するこ

ととなりました。昭和40年は東大阪市の枚岡山荘を会場として開かれました。またこの年から近くの神社に初詣のお参りをし、併せて当時交通事故が多く社会問題となっていたため「交通安全祈願の植樹祭」をすることとなりました。この年から近づき成長していることでしょう。みんなの近くでも、祈願度探しに出かけてみてはいかがでしょうか。

成13年のファインプラザ大阪での植樹祭まで毎年続けられました。平成14年からは、再度、府身協本部が主催することとなりました。大阪市内での開催となつたため、植樹祭は行われず、交礼会のみの開催となつて、現在もこのスタイルを踏襲しています。当時植樹された苗木も長い年月を経て、我々の願いとともに大きく成長していることでしょう。みんなの近くでも、祈願度探しに行つてみたので、私が一度探しに出かけてみてはいかがでしょうか。

JRジパンング俱楽部

・ 入会資格

身体障害者手帳の交付を受けている方で男性60歳以上、女性55歳以上の方。

・ 特典

JR線を「片道、往復、連続」で201km以上ご利用される場合、特急券・グリーン券・指定券などが割引されます。

・ 会費

年会費1,400円

日時 令和2年6月25日(木)
場所 大阪府立福祉情報センター

日時 令和2年6月9日(火)
場所 府身協事務室

・ 令和2年度第1回理事会・定時評議員会

その他詳しいことは、府身協事務局まで、お問い合わせください。

※ 詳細は、決まり次第単位会にお知らせします。

令和2年度事業計画・予算承認

令和2年度事業計画(案)、収入支出予算(案)等が第2回

評議員会において審議され、いずれも承認されました。